

弁護士様・社労士様・労働者代表様 労働法遵守証明対応のご依頼

1 労働法遵守証明書のご提出のお願い

この度、企業様には**ホワイト企業認定**の取得をご検討いただいております。
ホワイト企業認定の取得には労働関係法を遵守する必要がある、その証明をお願いいたします。

労働法遵守証明書の各設問において法律に準拠した運営ができているかをご確認いただき、
記名押印の上、ご提出ください。

企業様がホワイト企業認定を取得した場合、日本次世代企業普及機構(ホワイト財団) HPにて
労務監査責任者として記載をさせていただきます。

2 ホワイト企業認定とは

次世代に残る企業、次世代に残ってほしい企業をホワイト企業と定義し、
下記7項目にて認定審査を実施しています。

- ・人材育成／働きがい
- ・柔軟な働き方
- ・ダイバーシティ＆インクルージョン
- ・健康経営
- ・ビジネスモデル／生産性
- ・リスクマネジメント
- ・労働法遵守

働き方改革を進めていくための指標として世に普及し、
自社のことを誇りに感じる従業員様を増やすことを
ミッションとして掲げています。



3 労働者代表について

労働者代表欄につきましては、労働基準法に定められている基準を準拠いたします。

労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者ではないこと

- ・管理監督者とは、一般的には部長、工場長など、労働条件の決定
その他労務管理について経営者と一体的な立場にある方を指します。
- ・労働者代表の選出に当たっては、管理監督者に該当する可能性の
ある方は避けていただくようお願い致します。

労務監査を実施するための労働者代表を選出することを 明らかにしたうえで、投票、挙手などにより選出すること

- ・選出手続きは、投票、挙手、労働者の話し合いや持ち回り決議な
ど、労働者の過半数がその方の選任を支持していることが明確に
なる民主的な手続きが取られていることが望ましいです。
- ・会社の代表者が特定の労働者を指名するなど、使用者の意向に
よって労働者代表者が選出された場合、その労務監査証明は無効
と致します。

4 お問い合わせ

日本次世代企業普及機構（ホワイト財団）事務局

☎ 06-6131-0301

✉ jimukyoku@jws-japan.or.jp

名称 一般財団法人 日本次世代企業普及機構

通称名 ホワイト財団

理事長 岩元 翔

住所 〒530-0047
大阪府大阪市北区西天満5丁目6-4 SNビル4階

URL <https://jws-japan.or.jp/>

ホワイト企業認定に係る労働法遵守証明書

年 月 日

一般財団法人日本次世代企業普及機構が実施するホワイト企業認定の審査項目である【労働法遵守】について、以下の事項に反していないことを証明します。
記

- 1. 労働時間、残業時間は実態通りに把握および管理できている（サービス残業等が発生していない）また支払うべき残業代は法定基準を満たしたものとなっている
- 2. 過去1年間に於いて、従業員（短時間正社員を除く）1人当たりの各月毎の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数が全て45時間未満である
※若しくは36協定の特別条項に定める月は45時間を超えているが、年間の合計時間数が720時間未満である
※上記の適用が猶予・除外となる事業所である
- 3. 労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施しており、異常の所見があると診断された労働者についての就業上の措置について、医師等（産業医、地域産業保健センターへの相談含む）の意見を聴くなどの対応を実施している
- 4. 就業規則および雇用契約書について、最新の法令に適合するよう適切に改定し、継続的に運用している
- 5. 労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施し、必要に応じて面接指導等も実施している
※若しくは労働者数が50人未満の事業所である
- 6. 厚生労働省が告示している「職場におけるハラスメント関係指針」に基づいた防止措置を実施している
- 7. 正規雇用労働者と非正規労働者（有期雇用契約者、パートタイム労働者等）の各雇用区分ごとの規定を定めて周知しており、同一労働同一賃金ガイドラインに反しないように取り組みを行っている
- 8. 年次有給休暇管理簿を作成し、全従業員が5日以上取得する取り組みを実施し、取得できている
- 9. 妊娠・出産を届け出た従業員に対して個別に育児休業／産後パパ育休の取得を奨励し、取得しやすい雇用環境を整備し、下記のいずれかを実施している
 - ①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
 - ②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
 - ③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
 - ④自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知
- 10. 女性活躍推進法に基づき、企業規模に応じた取り組みを実施している
※100名以下の企業は努力義務
- 11. その他労働関係法令に関して、罰則刑及び罰金刑に該当する違反をしていない

審査対象会社	監査担当弁護士／社労士／労働者代表
会社名：	会社名：
住所：	住所：
	担当者：印